

# 仕 様 書

## 1 件名

高松地方検察庁丸亀支部及び観音寺支部パッケージエアコン更新

## 2 概要

既設エアコンの撤去・処分及び更新エアコンの設置・取付作業 一式

## 3 調達物件・条件等

両支部に設置するエアコンの共通仕様は下記のとおりであるが、支部により既設エアコンのサイズが異なるため、機種選定に留意すること。

### (1) 共通仕様

調達物件 業務用パッケージエアコン（室内・室外機）・・・合計2セット  
機器能力

- ・形 式 ヒートポンプ形式
- ・設置形式 天井埋込型
- ・送風形式 4方向
- ・冷房能力 4.5KW程度
- ・暖房能力 5.0KW程度
- ・馬 力 2.0馬力相当
- ・電 源 3相200ボルト
- ・リモコン ワイヤード式

環境性能

- ・通年エネルギー消費効率（APF2015）が6.0以上であること
- ・グリーン購入法適合品であること

### (2) その他

- ・室内機・室外機間の電気配線は、製造者の標準仕様とする
- ・冷媒配管の口径は、製造者の標準仕様とする
- ・室外機の基礎は、標準基礎とする

### (3) 既設エアコンのメーカー・型番等

- ・丸亀支部 東芝キャリア APSU5011SM  
（室内ユニット外寸：840mm×840mm、適合天井開口寸法：860～910mm）
- ・観音寺支部 三菱電機 MPLZ-P50JK  
（室内ユニット外寸：660mm×660mm、適合天井開口寸法：690～710mm）

### (4) 仕様参考品

(1)の共通仕様及び(3)の既設設置エアコンの寸法を基に下記の仕様参考品を選定したが、選定する機種により既設の開口部の拡張等の施工が必要となる場合は、その費用を見積額に見込むこと。

丸亀支部用 三菱電機：PLZ-ERMP50H4

（室内ユニット外寸：840mm×840mm、適合天井開口寸法：860～910mm）

観音寺支部用 三菱電機：PLZ-ZRMP50G4

（室内ユニット外寸：670mm×670mm、適合天井開口寸法：690～710mm）

又は同等品

#### 4 室内機の設置場所

- (1) 香川県丸亀市大手町3丁目4番30号  
高松地方検察庁丸亀支部2階 執務室
- (2) 香川県観音寺市観音寺町甲2804-3  
高松地方検察庁観音寺支部2階 執務室

#### 5 仕様

##### (1) 共通仕様

仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」による。

ただし、いずれにも合致しない事項は協議による。

##### (2) 既設の機器の撤去作業

###### ア 冷媒ガス回収

既存機器の撤去を行う前に冷媒ガスの回収を実施し、回収した冷媒ガスは「フロン類の仕様の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に従って行い、監督職員に引取証明書・破壊証明書の写しを提出する。

###### イ 既設機器等の撤去

既設の室内機・室外機及び付属部品等の撤去を行い、関係法令に従って適法に処分すること。

##### (3) 新設機器設置作業

###### ア 室外機の設置

室外機は、水平にかつ地震力により転倒、横滑りを起こさないように架台に固定すること。

イ 既存の架台は再利用しても良いが、交換せざるを得ない場合は、受注業者が負担すること。

###### ウ 室内機の設置

室内機の設置は、既設取付位置に設置すること。

ワイヤードリモコンは、既設取付位置に水平かつ堅固に設置すること。

##### (4) 配管作業

既設配管のうち、健全な配管については既設利用可とするが、既設利用の場合でも、断熱材等が破断しているなど補修が必要な箇所については補修すること。

新設配管の仕様については以下のとおり（補修箇所も同じ）。

ア 配管用壁穴は、既設の壁穴を使用するものとし、拡張する必要がある場合は、機器設置に最低限必要な程度拡張作業を行うこと。

イ 排水のドレン管については、監督職員の指示により、適宜の場所に排水すること。

##### (5) 電源作業

ア 電源は、既設電源盤から配線する。

イ 屋外電線管は、適切に保護すること。

##### (6) 保証期間

納入検査に合格した日から1年を保証期間とし、同期間内に当庁の責任によらないものと判断される故障が発生した場合は、受注業者の責任と負担において修理又は交換するものとする。

(7) 総合調整

装置全体の施工完了時に試運転及び調整を行うこと。

(8) その他

ア 納入及び設置の際には、運搬・取付施工・引取り等受注業者が責任をもって行うとともに、当施設及び設備に損害を与えないよう、必要な措置を講じて実施すること。

なお、損害を与えた場合には、受注業者が経費を負担し、現状に復帰すること。

イ 本作業は、原則として、閉庁日の午前9時から午後5時ころまでとし、具体的な日時は受発注者双方の協議により決定する。

ウ 本作業に必要な電力、用水は原則として無償支給する。

エ 本作業による発生材は、関係法令等に従い場外適切処分とすること。

オ 作業の完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行うこと。

6 施工期限

令和7年6月23日（月）